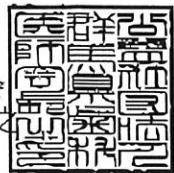


群歯発第 169 号
令和 2 年 4 月 23 日

都市区歯科医師会長 各位

公益社団法人群馬県歯科医師会
会長 村山利之



お 知 ら せ

ここ最近の新型コロナウイルス感染拡大により、日本政府より 4 月 7 日に 7 都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4 月 16 日には全国に対象が拡大されました。昨日の報道によりますと、残念ながら滋賀県においては歯科医院にて新型コロナウイルスのクラスターが発生してしまった状況です。

当県におきましては、感染者数が 130 名を超え、高い緊張感の中会員の皆様は診療に取り組んでいるものと思われます。

こういった状況下において日本歯科医学会連合より別添のとおり「歯科診療における緊急と判断する治療」が発表されました。

同情報においては緊急を要する治療以外は最小限の治療にとどめ、感染拡大に備えるよう説明されております。また、本日緊急性のない治療の延期について報道されました。県内においても地域により感染の状況が異なることから、実情にあわせ、各歯科医院の体制をご検討いただきますようお願い申し上げます。

2020年4月21日

(一社)日本歯科医学会連合
新型コロナウイルス感染症対策チーム

《 感染拡大防止関連情報 その1 》

—「歯科診療における緊急と判断する治療」—

新型コロナウイルス感染症拡大に対してより一層の取り組みを、社会全体そして一人一人が行なうことが重要です。

歯科診療においては標準予防策の徹底等による院内感染防止対策、そして各地域の感染拡大の状況や必要性に応じた診療内容の調整などによる診療環境整備により、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むことが有効であると考えられます。

そこでこれまで、日本歯科医学会連合では、下記に示す「歯科診療における新型コロナウイルス感染症を防止するための留意点」についての情報を発信してきました。

対策情報その1:歯科の受診と歯科医療現場の対応

対策情報その2:新型コロナウイルス感染症に対する留意点

対策情報その3:歯科診療を行う際の環境整備

現時点において、各地域により感染拡大の状況は大きく異なることから、地域の実情、歯科医療機関の体制に即した対応の検討を求められておりますが、更なる感染拡大にも備えることが必要とされています。

患者さんに安全・安心な歯科医療を提供するために、歯科医師は、それぞれの地域の新型コロナウイルスの感染拡大の状況を理解し、最終的には自らの歯科専門知識で個々の患者さんの状況にあわせた歯科治療の選択を行う必要があります。

そこで、日本歯科医学会連合では、診療内容をご検討いただく際の目安となるよう、「緊急を要しないと診断した場合」の記載に続き、現時点で緊急性が高い(緊急対応が必要)と考えられる事例について、別紙「歯科診療における緊急と判断する治療」としてまとめました。ここに示した事例以外は、緊急性がなく延期が可能ということではなく、地域における感染拡大の状況や個々の患者さんの状態等を踏まえた判断が必要です。

患者さんそして医療従事者への新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、地域の実情、またそれぞれの診療環境に応じての対応として参考となれば幸いです。

(別紙)

「歯科診療における緊急と判断する治療」に関する考え方

緊急性の高い歯科医療：(直ちに病院(主に口腔外科)での対応を必要とするもの)

- ・ 生命の危険がある状態(歯科疾患起因による全身状態の悪化、気道閉塞の可能性がある状況など)
 - ・ 重症な口腔顎顔面外傷
 - ・ 口腔顎顔面における異常出血
 - ・ 重症歯性感染症
- など

緊急対応を必要とするもの

緊急を要する歯科治療は、主に外傷、炎症、悪性腫瘍、機能障害を伴う病態などで、
早急な対応が必要なもの

放置することによって早期に進行、重症化してしまうもの

が挙げられる。

また、緊急事態移動制限時等においては、電話、オンラインを用いての状況把握の対応は有効であると考える。

下記に例を示す。

ただし、この際の治療は、可能な限り侵襲を抑え最小限にして目的を達成できる内容を考えなくてはいけない。

手術関連：

- ・ 歯の外傷(打撲、脱臼、破折など)
- ・ 軟組織の外傷
- ・ 感染に伴う膿瘍形成
- ・ 手術後の感染、経過不良
- ・ 手術後の必要な処置(抜糸、創部洗浄など)
- ・ 悪性との鑑別を必要とする病理診断関連(組織片採取を含む)

など

処置関連:

- 自制不可能な疼痛を伴うもの
 - 急性の智歯周囲炎、歯冠周囲炎
 - 急性の歯髓炎、根尖性歯周炎
 - 限局性歯性感染症による局所の疼痛と腫脹
 - 重要な術後管理に必要とされる歯科治療
- など

歯冠修復・欠損補綴関連:

- 早期に装着を必要とする状況の歯冠修復物の合着
 - 生活に重大な支障となる機能障害を有する義歯の調整、修理、修復物・補綴物の脱離等に対する処置
- など

歯科矯正関連:

- 口腔内に障害を与えていたる矯正用ワイヤーまたは装置の調整または切断
- など

参考資料:「What Constitutes a Dental Emergency? ADA Updated 3/31/20」

(一部引用し、日本の実情に合わせて新型コロナ感染症対策チームにて作成)